

○厚生労働省告示第二百七十号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める児童等を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が定める児童等

- 一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第二十七条第一項に規定する児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機

能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定児童発達支援事業所等（通所給付費等単位数表第1の2に規定する指定児童発達支援事

業所等をいう。以下同じ。）において(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当通所支援の場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。）に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 指定児童発達支援事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の

納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 通所給付費等単位数表第1の14の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 指定児童発達支援事業所等において、イの賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

ニ 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

ヘ 指定児童発達支援事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

四 通所給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る医療型児童発達支援計画（指定通所基準第六十四条において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する医療型児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作に係る訓練、言語訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

五 通所給付費等単位数表第2の10の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

六 通所給付費等単位数表第2の11の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

七 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注2の厚生労働大臣が定める児

童

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）第四十一条の規定により放課後等デイサービスに係る法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされた通所給付決定保護者に係る障害児が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学していないもの。

八 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全

般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

九 通所給付費等単位数表第3の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十 通所給付費等単位数表第3の12の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十一 通所給付費等単位数表第4の3の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十二 通所給付費等単位数表第4の4の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）

第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動

障害を有する児童

法第十一条第一項第二号ハに規定する都道府県（指定都市にあっては指定都市とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市とする。以下この号において同じ。）の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると都道府県が認めた障害児

行動障害の内容	一点			三点			五点		
	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	一日に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	一日に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	一日に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
激しいこだわり	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	一日に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
激しい器物破損	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	一日に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
睡眠障害	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	一日に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	一日に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
排泄つに関する強度の障害	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	一日に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
著しい多動	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	週に一回以上	一日に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回

通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	一日中	絶えず
パニックへの対応が困難			困難
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難

十四 入所給付費単位数表第1の3の注1及び第2の2の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 自活訓練加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る入所支援計画（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二十一条第一項に規定する入所支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の六月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画（以下この号において「自活訓練計画」という。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

ロ 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。

ハ 自活訓練計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。）及び加算対象児に対し、当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

ホ 加算対象児の退所後の住居の確保に努めること。

ヘ 加算対象児の家族、特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算対象児が退所後円滑に就労できるよう努めること。

ト 自活訓練の開始後二年以上を経過した指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）にあつては、過去二年間において自活訓練を受けた障害児のうち、一人以上が退所していること。

十五 入所給付費単位数表第1の10の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

十六 入所給付費単位数表第1の11の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十七 入所給付費単位数表第2の6の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

十八 入所給付費単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。